

非課税財産？～純金製の仏像～

平成 27 年も 1 か月が経過しましたが、昨年末に全国紙等にとある記事が掲載されました。「純金製の仏像や仏具が相続税対策で脚光を浴びている」といったものです。平成 27 年の相続税の増税にむけて貴金属店や仏具店で純金製の仏像や仏具を買い求める人が増えているとの内容でした。（非課税財産についてはこの café 資産税 NO.7 でも紹介させて頂いております。）



ササエ『え～良いじゃないうちも買しましょうよ父さん！』

波兵衛『ワシには対策をするほど財産はないから必要なだろう！』

マズオ『でも相続税が改正されて都内では 2 人に 1 人が相続税かかるそうですよ。お義父さん今のうちに買しましょう。』

???『ちょっと待ってください！！』

一同 『ど、ど、どちら様ですか？』



『こんにちはヤマダと言います。確かに非課税財産を規定している相続税法第 12 条第 1 項第 2 号には、「墓所、霊廟及び祭具並びにこれらに準ずるものは相続税の課税価格に算入しない」と規定されており、祭具等の範囲等を規定している相続税法基本通達 12-2 には「法第 12 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに準ずるもの」とは、庭内神し、神たな、神体、神具、仏壇、位はい、仏像、仏具、古墳等で日常礼拝の用に供しているものをいうのであるが、商品、骨とう品又は投資の対象として所有するものはこれに含まれないものとする。」と規定されています。

つまり、仏壇、仏像、仏具が相続税の非課税財産に含まれているため、相続が発生する前に買ってあげば節税になるということで飛ぶように売れているということですが、これには注意が必要なんです。』

ササエ『え！？なんでですか？』



『上記基本通達では確かに純金製はダメというような記載はありませんが、投資の対象として所有するのはこれに含まれず課税すると言っています。投資の対象ということはお金に換えられる価値のあるものですのでたとえ仏像であっても純金製であれば売ることができる以上、投資の対象と考えざるを得ません。また仮に、税務調査が入った際に、純金の仏像を日常の礼拝に使用しているんだと言い張ることができたとしてもその仏像が先祖代々のものではなく、相続開始直前に購入されたものである場合には租税回避行為とみなされてしまうおそれもあります。ちなみに、すでに仏像、仏壇、仏具を所有しているのに新たに純金製のものを買って、いくつもの仏像、仏壇、仏具がある場合にはさすがに日常の礼拝に使用しているとは言えないでしょう。』

マズオ『なるほど～ということは 100%だめではないけど、課税されてしまう可能性の方が高いということなんです。』



『おっしゃる通りですね。また、純金製の仏像等は加工賃が上乗せされているので同じグラム数の金を買うよりも約 1.5 倍～2 倍程度割高になります。相続税増税と言いましても最高でも 55%ですので、趣味や骨董品としての購入であれば良いですが相続税の対策としては難しいと思います。それではまた！』

ササエ『聞いていて良かったわ。ありがとうございました～。』

マズオ『行ってしまわれた・・・けっきょくどなただったんだろう・・・』